

県庁舎跡地活用 ガイドブック

長崎県 地域振興部
県庁舎跡地活用室



このガイドについて

現在、長崎県庁舎跡地(以下、「跡地」といいます)では、県庁舎跡地基本構想に基づき、建物の規模や配置など、その後の整備を検討することを目的として「暫定供用」を行っています。

暫定供用とは、跡地をいろいろな人に使ってもらいながら、ルールや使い方を一緒につくっていくという方法です。

そこで、跡地をわかりやすく利用していただくための道しるべとして、この「県庁舎跡地活用ガイドブック」を作成しました。

さまざまな使い方をしていただく中で、必要に応じてルールやガイドを変えていき、もっと使いやすい場所、使いたくなるような場所にすることを目指しています。

令和5年12月 長崎県 地域振興部 県庁舎跡地活用室

目次

1. 跡地について	…2
(1)概要	
(2)跡地の歴史	
(3)これまでの利用例	
(4)跡地のこれから	
2. エリア紹介	…6
(1)旧県庁正面玄関前(石畳エリア)	
(2)本館跡地(グラウンドエリア)	
(3)第一別館跡地	
(4)第二別館跡地	
(5)占有の考え方と貸付料	
3. 貸出可能な備品	…11
4. ご利用の流れ	…13
5. 注意事項	…15
6. よくある質問	…16

1. 跡地について

(1) 概要

跡地は、長崎市江戸町にあります。

目の前には出島があり、県内外の方にとても注目されやすい立地です。



周辺地図



敷地地図

(2)跡地の歴史

跡地は、岬の教会、長崎奉行所、4代の県庁舎をはじめ、森崎神社があったとする文献等も存在するなど、様々な歴史を有する、長崎発祥の礎となった場所です。

また、海外との交流等により、異文化等を受け入れ、融合させて新たな価値を創造・発信し、我が国の近代化にも貢献するなど、歴史的にも大きな役割を果たしてきた場所でした。

岬の教会時代



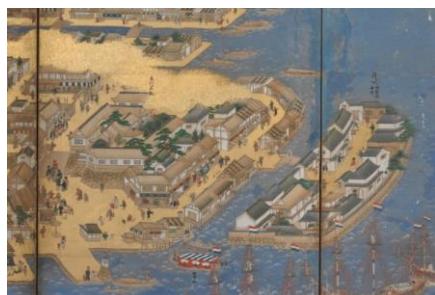
『南蛮渡来風俗図屏風』（公益財団法人 阪急文化財団 逸翁美術館蔵）

1549年、カトリックの修道会・イエズス会のフランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸し、翌年には、宣教師たちが長崎の各地で布教を始めます。

戦国大名・大村純忠はイエズス会と協定を結び、1571年、最初のポルトガル船が長崎に寄港します。長い岬には貿易のために6つの町が造られ、岬の先端には宣教師が教会を建てました。

町は貿易都市として拡大し、1600年頃には1万人もの人々が暮らしました。

長崎奉行所時代



『寛文長崎図屏風』（長崎歴史文化博物館収蔵）

江戸時代になると、キリスト教は段階的に禁止され、鎖国の時代がはじまります。岬の先端には長崎奉行所が建ち、目の前に造られた出島においてオランダとの貿易を監視したり、長崎を統治する役割を果たしました。

長崎は、海外との交流の窓口として、世界から最先端のモノや情報が集まり、異国情緒あふれる町として発展してきました。

また、幕末には、海軍伝習や医学伝習が行われ、全国から多くの人が最新の学問や技術を学びにきました。勝海舟などの偉人もこの地で学び、日本の近代化に大きな役割を果たしました。

長崎県庁時代



『長崎関係古写真集』
（長崎歴史文化博物館収蔵）



『長崎県庁舎並県会議事院工事沿革紀要』
（長崎歴史文化博物館収蔵）



『絵葉書・長崎県庁』
（長崎歴史文化博物館収蔵）

明治に入り、1869年に長崎県が誕生。

長い岬には県庁が建てられ、明治、大正、昭和、平成と時代が変わっても、引き続き行政の中心を担うことになります。

これまでに全部で4つの庁舎が建てられており、木造だった初代庁舎は台風で倒壊、レンガ造りの3代目庁舎は原爆後の火災で焼失しました。

戦後に建てられた4代目庁舎もその役割を終え、現在は尾上町に新しい長崎県庁が建てられています。

もっと詳しく
知りたい方はこちら！



(3)跡地のこれから

これからの跡地については、令和4年7月に策定された県庁舎跡地整備基本構想の中で、主に「広場」「情報発信」「交流支援」の3つの機能を持った場所とすることが定められています。

① 広場機能

県民市民の憩いの場や、様々なイベント等による賑わいの場として利用できる場所

② 情報発信機能

この地の歴史の変遷や世界遺産など本県の魅力を体感していただける場所

③ 交流支援機能

本県の将来の発展に資する、若者や女性、NPO等の多様な交流を促進する場所

また、具体的な建物の配置、デザイン、機能等については、暫定供用による利用状況などを踏まえて整理していくこととしています。

暫定供用とは、本格的な設計・整備の前に、様々な人に憩いの広場や交流の場、イベント会場として使ってもらい、その中で整備する具体的な内容や使い方を決めていくという方法です。

(4)これまでの利用例

これまでも、交流や催しの会場として、多くの方にご利用いただいております。

皆が楽しむ場として



ハタ揚げ・こま回し・猿回し



イス作りワークショップ



シャボン玉ワークショップ

販売や飲食のイベント会場として



ナイトマルシェ



縁日・キッチンカー



浜焼き

皆が集まる場として



職場の懇親会(バーベキュー)



サークル交流イベント



焚火イベント

活動の発表の場として



トークイベント



朗読劇の発表



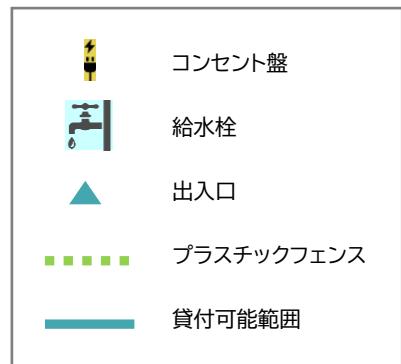
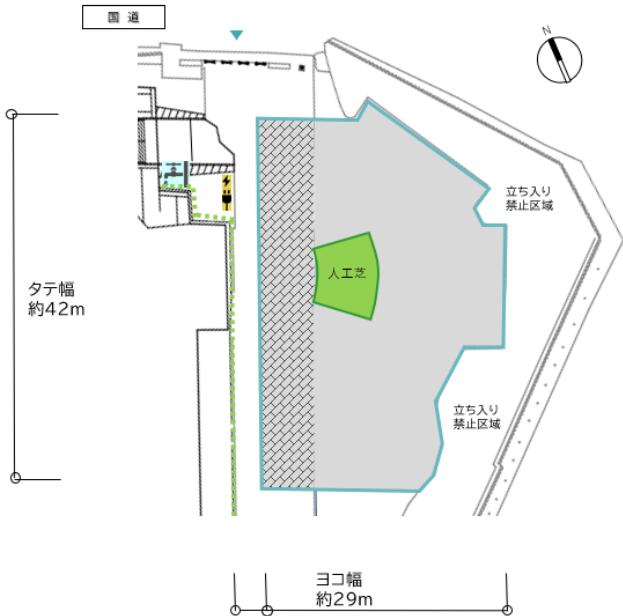
活動の発表(二胡の演奏等)

2. エリア紹介

跡地は、4つのエリアに分かれています。

また、大規模なイベントなどの際には複数のエリアを借りることも可能です。

(1) 旧県庁正面玄関前(石畳エリア)



●面積

1040m²

●ポイント

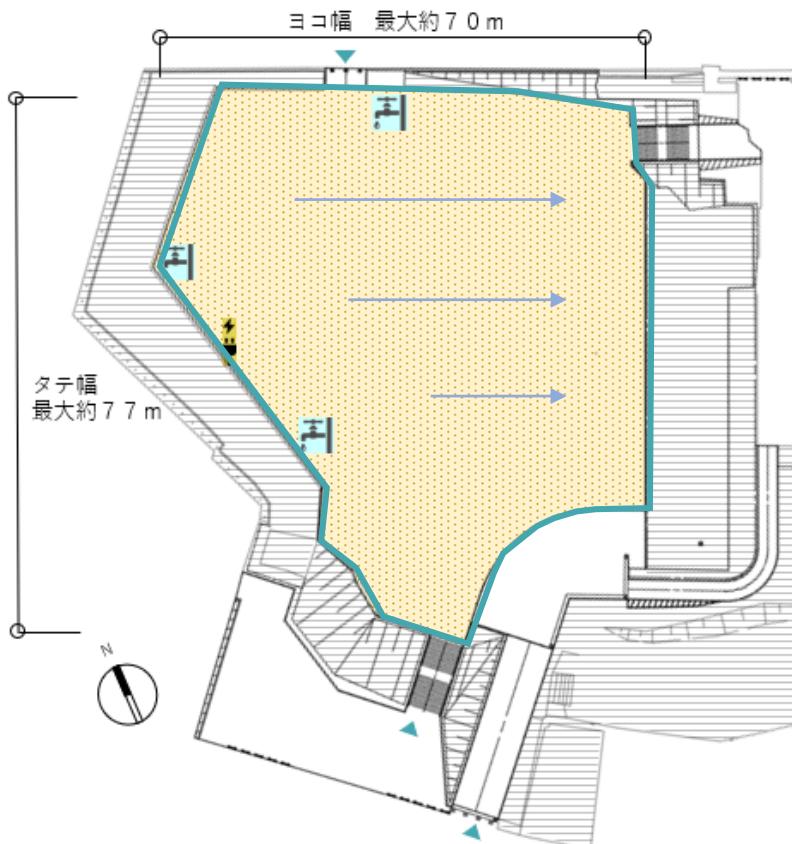
・適度に囲まれているため、発表会や演劇、飲食イベントといった人が交流を目的としたイベントにピッタリ！

・グラウンドエリアと接続しての利用も可能！

●賃料

行為の種類	単位	金額(円)
業として行う写真撮影	日	523
行商(キッチンカー等)	件/日	3,287
展示会・コンサート、その他	営利 m ² /日 非営利 m ² /日	18 12

(2)本館跡地(グラウンドエリア)



	コンセント盤
	給水栓
	出入口
	貸付可能範囲
	雨天時の水の流れ

●面積

3990m²

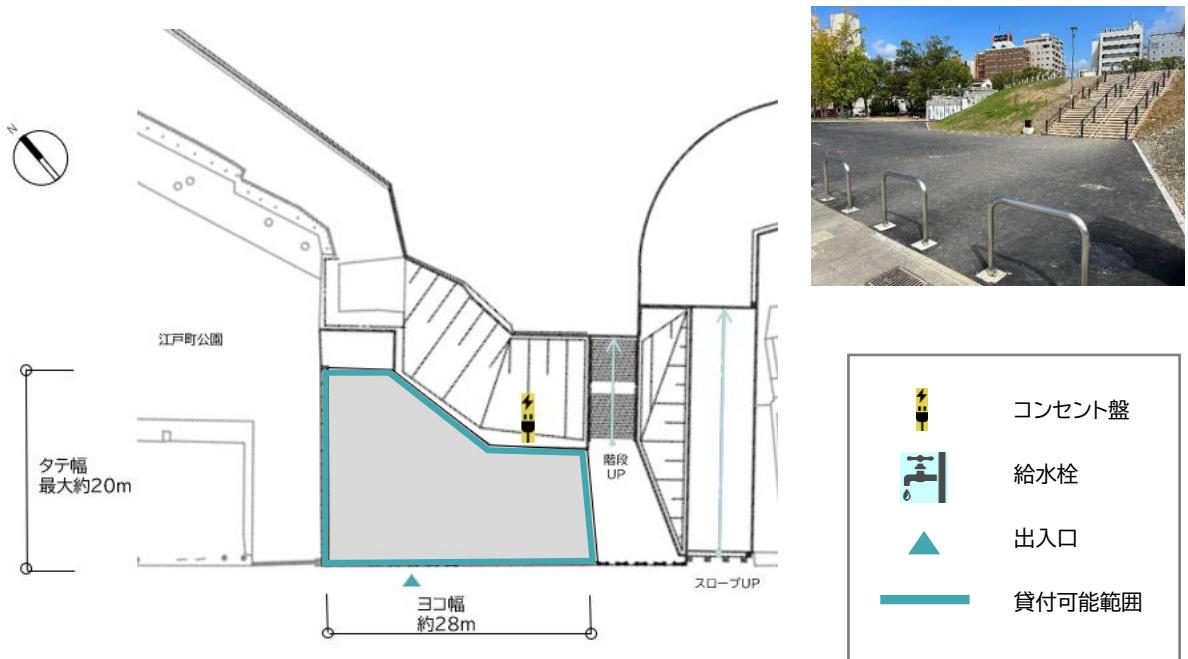
●ポイント

- ・4つのエリアの中で最も広い場所
- ・グラウンド舗装がされており、子供が走り回れるイベントやマルシェなどに最適！

●賃料

行為の種類	単位	金額(円)
業として行う写真撮影	日	523
行商(キッチンカー等)	件/日	3,287
展示会・コンサート、その他	営利	18
	非営利	12

(3)第一別館跡地



●面積

430m²

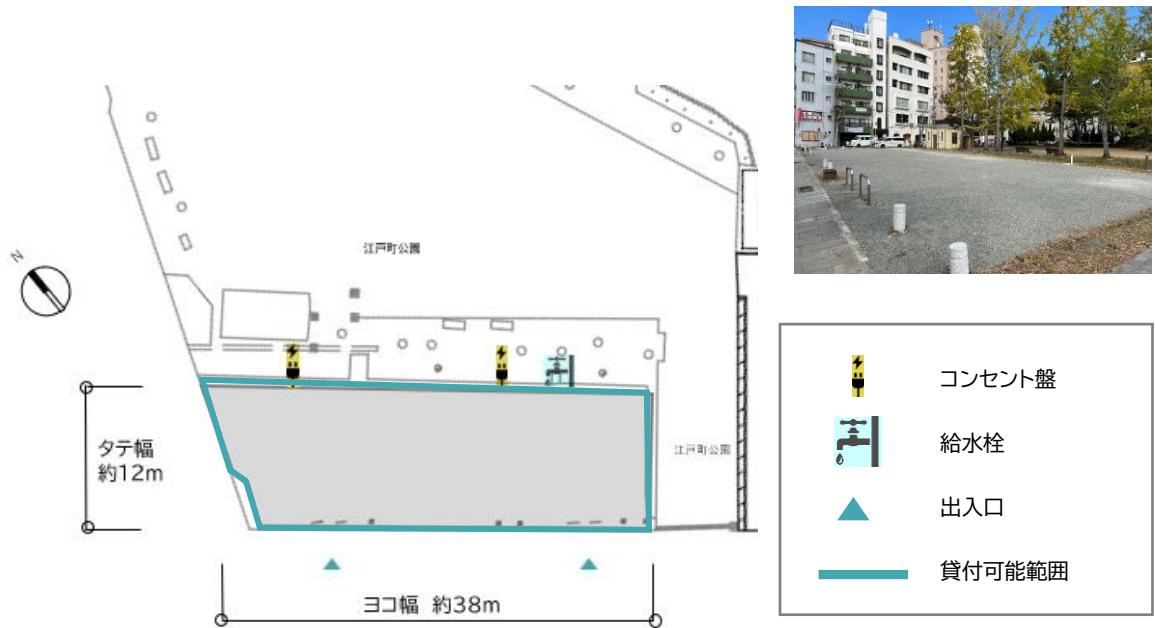
●ポイント

- ・出島の正面に位置し、修学旅行生や観光客の目に留まりやすい！
- ・アスファルト舗装をされており、キッチンカーや展示会・販売会などの開催に最適！

●貸付料

行為の種類	単位	金額(円)
業として行う写真撮影	日	104
行商その他これらに類するもの	日	261
興行	m ² /日	18
集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	m ² /日	12
広告物の掲出	表示面積m ² /日	1,613

(4) 第二別館跡地



●面積

460m²

●ポイント

- ・火気が使えるため、たき火やBBQ、浜焼きなどもできる！
(県の承諾を得る必要があります)
- ・クレイ舗装で水はけがいい！

●貸付料

行為の種類	単位	金額(円)
業として行う写真撮影	日	104
行商その他これらに類するもの	日	261
興行	m ² /日	18
集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	m ² /日	12
広告物の掲出	表示面積m ² /日	1,613

(5) 占有の考え方と貸付料

基本的な考え方

車やテント・ステージなどを置く部分は占有になり、貸付料が必要になります。

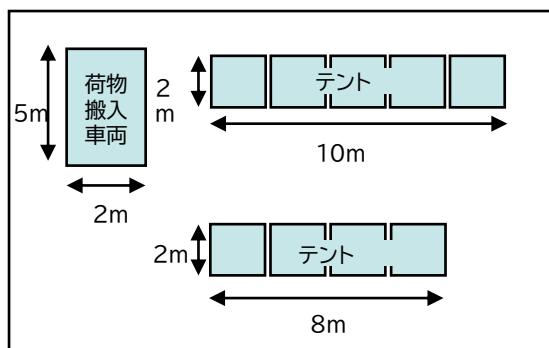
また、貸し切りでの利用など、特定の人だけが利用できる場所を作る場合には、そのスペース全体が占有という扱いになります。

なお、駐車場としてのご利用はできません。

【計算例】

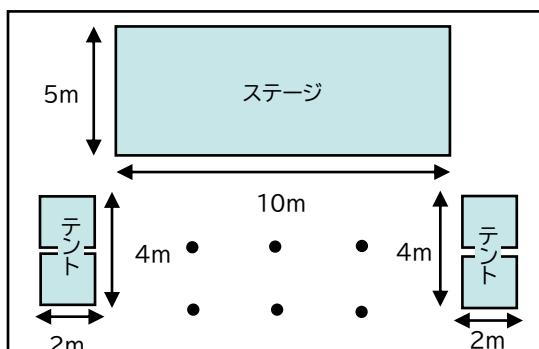
…専有部分

① テントを用いて販売イベントを行う場合(営利)



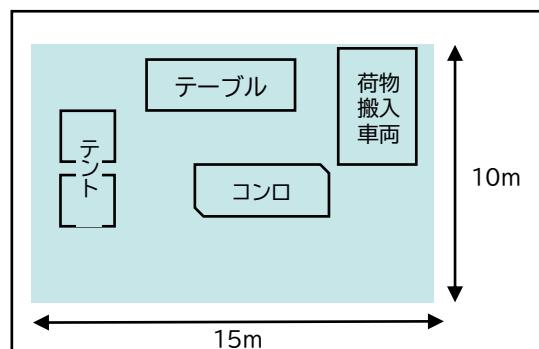
エリア: 第二別館跡地
判断: テントと車の部分が占有にあたる
面積: テント) $2m \times 10m + 2 \times 8 = 36m^2$
車) $2m \times 5m = 10m^2$
貸付料
($36m^2 + 10m^2$) $\times 18\text{円} \times 1.1$ (消費税)
= 910円

② ステージを設置して演劇イベントを行う場合(非営利)



エリア: 旧県庁正面玄関前
判断: ステージとテントの部分が占有にあたる
椅子は誰でも座れるなら、占有にならない
面積: テント) $2m \times 4m \times 2 = 16m^2$
ステージ) $5m \times 10m = 50m^2$
貸付料
($16m^2 + 50m^2$) $\times 12\text{円} \times 1.1$ (消費税)
= 871円

③ 一部を団体で貸切ってバーベキューを行う場合(非営利)



エリア: 第二別館跡地
判断: スペースの占有にあたるため、
そのスペース分の貸付料が必要
面積: $10m \times 15m = 150m^2$
貸付料
 $150m^2 \times 12\text{円} \times 1.1$ (消費税)
= 1,980円

3. 貸出可能な備品

跡地では活動支援・交流支援の一環として、テーブルやイス、テントなどの備品の無料貸し出しを行っています、ルールを守って、丁寧に使ってください。

また、ここ のリストにない備品も貸し出せる場合があります。

まずは、県庁舎跡地活用室までご相談ください

«貸し出しルール»

- ・貸出・返却は原則午前10時から午後5時までの時間となります。
- ・備品の破損や紛失時は、県庁舎跡地活用室まで連絡してください。
- ・不適切な使用による破損や紛失は修繕費等を請求することがあります。

種別 番号	貸出物品名	規格・仕様 単位(cm)	数量	設置イメージ	貸出・返却時イメージ
A1	アルミテーブル大 (4つ折り)	W240 D60 H70	10台		
A2	アルミテーブル中 (3つ折り)	W180 D60 H70	10台		
A3	アルミテーブル小 (2つ折り)	W90 D60 H70	4台		
A6	木製ミニテーブル (組み立て式)	約W50 約D50 約H30	10台		
B1	収束型チェア	座面 W50 D42 H42 ※入れ物袋付き	20脚		
B2	木製椅子 (組み立て式)	座面 W29 D26 H42 ※入れ物袋付き	20脚		

種別番号	貸出物品名	規格・仕様 単位(cm)	数量	設置イメージ	貸出・返却時イメージ
C1	タープテント小 ※風速5m以上の場合は風で飛ばされる恐れがあるため使用不可。	W200 D200 H190	9張	 	
C3	タープテント大 ※風速5m以上の場合は風で飛ばされる恐れがあるため使用不可。	W250 D250 H190	10張		
C4	タープテント用 おもり(5kg)		40個		
C5	タープテント用 おもり(10kg)		52個		
D1	キャスター付きホワイトボードパーテーション (マグネット対応)	W90 H180 ※貼付可能範囲 (W84 H164)	6枚		
E1	ドラムコード	電線長さ 30m (コンセント:4つ口)	3巻		

4. ご利用の流れ

申請書類のダウンロードは
こちらから！



1. 事前相談

まずは県庁舎跡地活用室までメールまたは電話でご相談下さい。

2. 仮予約(6か月前~)

利用日の6か月前から仮予約ができます。

※原則先着順ですが、優先順位に基づき、公共的な利用が優先されることがあります。（詳しくは15ページに記載）

3. 貸付申請(1か月前~10日前)

利用日の10日前までに、①～③（該当する場合は④～⑥も必要）を県庁舎跡地活用室に提出してください。（郵送、持参、メール可）

県が申請書類をもとに審査し、貸付可能と判断された場合は、貸付承諾書を郵送で送付いたします。

申請書類一覧

- ①公有財産貸付申請書
- ②貸付希望範囲図面
- ③県庁舎跡地をご利用する際の利用規則について（同意書）
- ④〔貸付料・光熱水費の減免を申請する場合〕公有財産貸付料（及び光熱水費等）の免除（減免）申請書
- ⑤〔法人の場合〕登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し
- ⑥〔公共的団体の場合〕公共的団体と分かる資料

4. 貸付料の支払い(前日まで)

利用日の前日までに貸付承諾書と一緒に送付される「納入通知書」で貸付料を納付してください。

5. 利用

力ギヤや備品を借りた場合は、原則、貸付期間の終了日までに、別途県が指定する場所まで返却してください。

6. 原状復帰シートの提出

ご利用後は敷地内の原状回復を行い、確認写真を添付した「原状回復報告書」を提出してください。（郵送、持参、メール可）

★利用を中止する場合

跡地の利用を事前に中止する場合は、まずは、電話でその旨連絡するとともに、「公有財産使用の中止の申し出について」の書類を貸付期間の開始日の前日の15時までに提出してください。(郵送、持参、メール可)

なお、納付済みの貸付料金は、県からの利用中止要請があったときを除き、原則返金できません。(利用中止の手続きをした場合でも返金できません)

【連絡先】

長崎県 地域振興部 県庁舎跡地活用室

電話：095-894-3181

メールアドレス：s02560@pref.nagasaki.lg.jp

住所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

5. 注意事項

・跡地の利用は、長崎県公有財産取扱規則第19条第5項第5号に基づき、幅広く公共公益のために運用されることを優先するため、以下の優先順位を設けております。

- ①国、地方公共団体等が公用又は公共の用に使用する場合
- ②公共的団体等が公益を目的とした用に使用する場合
- ③各種イベント

このため、優先順位の高い行事の用に使用する必要が生じたとき、貸付料を滞納したとき、この利用規則に違反したときは、貸付を取り消すことがあります。

・ご利用にあたっては、一般来場者や近隣の方へご迷惑とならないよう、騒音等には配慮してください。利用する内容によっては、利用をお断りする場合があります。詳しくは、事前相談の際にご確認ください。また、大きな音や煙、においが出るなど、周囲への影響が大きいと判断される場合、使用を中止いただく場合があります。

- ・火気を使用する場合は、敷地内に跡が残らないよう、あらかじめ対処してください。
- ・貸付利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。
- ・敷地内はイベント等の来場者のための多数の車やバイク等の駐車は想定しておらず、申請者がイベント等に必要とする資材の搬入・搬出などの最小限の駐車のみを認めています。
- ・利用中に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、すべて利用者に帰属します。
- ・不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償はいたしません。
- ・イベントの実施によって発生したごみ等は、イベント主催者で処理してください。
- ・敷地内の水道は、原則、給水や簡単な手洗い専用となっております。その場での洗い物の洗剤液や油、食べ物のかす、コーヒーやジュース等の飲み残しを流すようなことはしないでください。

6. よくある質問

Q. 営利と非営利はどう決まりますか？

A. マルシェや物販など一般の方向けの販売を主な目的としたイベントや、参加料・出展料を徴収して実施するイベント等が営利、それ以外の職場や地域の交流会、参加無料のワークショップ・トークイベント、映画観賞会などが非営利になります。

詳しくは事前相談の際にお尋ねください

Q. 光熱水費等が免除されるのはどんな場合ですか？

A. 短期間の貸付である場合には、免除になります。

④ 「〔貸付料・光熱水費の減免を申請する場合〕公有財産貸付料(及び光熱水費等)の免除(減免)申請書」をご提出ください。

ただし、水を大量に使う使い方(プールの設置等)の場合は、短期間であっても減免とならない場合があります。

Q. トイレはありますか？

A. 現在、跡地にはトイレはございません。近隣の公衆トイレ等をご利用ください。

Q. 駐車場はありますか？

A. 現在、跡地に来場者向けの駐車場はございません。お越しの際は、公共交通機関等をご利用ください。

Q. 敷地内への車の乗り入れは可能ですか？

A. 敷地内はイベント等の来場者のための多数の車やバイク等の駐車は想定していません。申請者がイベント等に必要とする資材の搬入・搬出など、最小限の駐車のみを認めています。

貸付申請書類をダウンロードしたい！



長崎県庁HP
県庁舎跡地の貸付案内

イベント情報を知りたい！



長崎県県庁舎跡地活用室
公式Instagram

【連絡先】

長崎県 地域振興部 県庁舎跡地活用室

電話：095-894-3181

メールアドレス：s02560@pref.nagasaki.lg.jp

住所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号